

外国送金取引規定の改定およびホームページへの掲載のお知らせ

山陰合同銀行では、2020年4月に施行された民法改正等に伴い、外国送金取引規定を改定し、下記変更日以降、新規定によりお取扱させていただきます。

なお、新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

【改定事項】

下表のとおり、改定いたします。

※下表では、変更または追加・削除する条項のみ記載しております。

※全条項は、定型約款として当行ホームページ上「定型約款・規定集」に掲載いたします。

外国送金取引規定(新旧対比)

改定前	改定後
<p>5. (支払指図の発信等)</p> <p>(2) 当行は送金実行のために、日本および海外の関係各国の法令・制度・勧告・習慣、関係銀行所定の手続、または外国送金に用いられる伝達手段における要件等に従って、次の各号の情報のいずれか、または全てを支払指図に記載して関係銀行に伝達します。また、関係銀行からの求めに応じて情報を伝達する場合があります。</p> <p>なお、それらの情報は、関係銀行によってさらに送金受取人に伝達されることがあります。</p> <p>① 外国送金依頼書に記載された情報 ② 送金依頼人の口座番号・住所、<u>取引番号</u>、その他送金依頼人を特定する情報</p>	<p>5. (支払指図の発信等)</p> <p>(2) 当行は送金実行のために、日本および海外の関係各国の法令・制度・勧告・習慣、関係銀行所定の手続、または外国送金に用いられる伝達手段における要件等に従って、次の各号の情報のいずれか、または全てを支払指図に記載して関係銀行に伝達します。また、関係銀行からの求めに応じて情報を伝達する場合があります。</p> <p>なお、それらの情報は、関係銀行によってさらに送金受取人に伝達されることがあります。</p> <p>① 外国送金依頼書に記載された情報 ② 送金依頼人の口座番号・住所、<u>取引参照番号</u>、その他送金依頼人を特定する情報 ③ <u>送金受取人の口座番号・住所、取引参照番号</u>、その他送金受取人を特定する情報</p>
<p>(新設)</p>	<p>17. (規定等の変更)</p> <p>(1) 本規定の各条項およびその他の条件は、<u>金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。</u></p>

変更日

2020年9月14日(月)

以上